

# 平成26年第3回定例会環境生活委員会会議録

平成26年9月19日  
10時00分～10時52分  
第3委員会室

## 出席者氏名

委員長	滝沢健一	副委員長	坂本隆司
委員	山宮留美子	委員	寺田寿夫
委員	鴻巣義則		

## 執行部説明者

市民生活部長	油原正	都市環境部長	菅原安雄
市民窓口課長	植竹勇	市民協働課長	斉田典祥
商工観光課長	大竹昇	農業政策課長兼	
		農業委員会事務局長	石島修
交通防犯課長	加藤勉	都市計画課長	木村豊
施設整備課長	宮本孝一	下水道課長	鈴木康弘
環境対策課長	岡田和幸	市民窓口課長補佐	野口哲雄（書記）

## 事務局

総務グループ 副主査 池田直史

## 議題

議案第5号	龍ヶ崎市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例について
議案第12号	龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について
議案第15号	公の施設の区域外設置について
議案第24号	平成26年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項
議案第26号	平成26年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議案第27号	平成26年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

滝沢委員長

それでは、ただいまより環境生活委員会を開会いたします。本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第5号、議案第12号、議案第15号、議案第24号の所管事項、議案第26号、議案第27号の6案件です。

これらの案件につきまして、ご審議をいただくわけでございますが、会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案の審査にはいります。議案第5号龍ヶ崎市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例について、執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

ご説明申し上げます。議案第5号です。龍ヶ崎市急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例についてであります。

趣旨でございます。

第1条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき茨城県が行う急傾斜地崩壊対策事業について地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定に基づき、市が負担する経費の一部に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき徴収する分担金に関し、必要な事項を定めるものがございます。

分担金の額であります。

第3条 分担金の総額は、事業に要する経費（事業の採択前に行う予備調査に要する経費を除きます。）の額に100分の5を乗じて得た額といたします。

賦課期日及び徴収方法についてでございます。

第4条 市長は、事業に要する経費の確定後、遅滞なく当該年度に事業を施行する区域に係る受益者ごとに、前条の規定により、分担金を定め、これを賦課するものといたします。

減免及び徴収猶予についてであります。

第5条 市長は災害その他やむを得ない理由により必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

委任でございます。

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることといたします。

付則でございます。

この条例は、公布の日から施行することといたします。以上でございます。

滝沢委員長

執行部から説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

坂本委員

質疑でも出ていたと思うんですが、最後ちょっとお伺いしたいのが、急傾斜地の認定はたしか30カ所あったと思うんですが条件をもう一度ご説明いただけますか。

宮本施設整備課長

30カ所の急傾斜地についての質問ですが、土砂災害の警戒区域が30カ所でございます。

急傾斜地につきましては、茨城県の予備調査を行いまして、高さ5メートル以上、軒数にして5軒以上、傾斜角度30度以上といった条件があります。国庫補助金をいただく場合においては、急傾斜地の高さが10メートル、家屋の数が10軒以上が国庫補助金の対象となります。

坂本委員

今、予備調査をしている状況だと思うんですが。その中で、今何軒ぐらい目安みたいなものはでているんですか。

宮本施設整備課長

軒数におきましては、何軒という数字は今のところ挙がってきていないのですが、現状にしまして、約250メートルぐらいと思われます。

坂本委員

今の状況でいいんですが、予算的にはどれくらい、総額でみられていますか。

宮本施設整備課長

通常の法枠工法で算出した額ですと、現在調査に入っています箇所を増築については、7億7000万円になります。

坂本委員

結構な金額になります。県の認定もこれからだと思いますので。

ちょっと違う質問に移ります。第3条の第2項で、分担金の額は、事業の施行により、各受益者に対し市長が定めるとなっていますが、ようは250メートルのうち、その受益者ごとに面積割りとか、メーター割りとかでしていきますよというイメージなのですか。

宮本施設整備課長

こちらにつきましては、受益者が受ける利益に応じて市長が定めるとなっていますが、現在算出方法と致しまして、受益を受ける人たち、斜面、所有者の面積に評価額等を計算しましてその土地一つひとつで宅地と畑では、値段や評価額も変わってきますので、そのへんを考慮した算出方法を考えています。

坂本委員

そういう形でしか、きっとできないと思いますんで。

第5条の必要がある場合分担金を減免するとあるのですが、必要があるとはどういった形を想定しているのか

宮本施設整備課長

必要に応じて減免と考えているのは、自然災害や人的災害及び生活保護受給者が対象になった場合のことを想定しております。

坂本委員

わかりました。私からは以上です。

滝沢委員長

ほかにありませんか。

山宮委員

分担金を減免し、またその徴収を猶予することができると思いますが、どの程度の猶予になるのですか。

宮本施設整備課長

分割徴収とかを考えたり、5年間を目安に猶予を与える考えはもっております。

山宮委員

このことについては、当事者というか説明というのはどのようにされているのですか。

宮本施設整備課長

これからですが、この開発にあたって、個人の同意書を茨城県のほうへ提出しなければならない。その同意書をいただくにあたってのなかで、全部説明をしていくつもりでございます。

滝沢委員長

ほかにありませんか。特にないようですので採決いたします。議案第5号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第12号龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例について執行部から説明願います。

油原市民生活部長

議案第12号龍ヶ崎市地域公共交通協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。15ページをお開きいただきたい。新旧対照表の方で見ていただきますと下線が引かれたところが改正事項になりますが、この改正につきましては、これまで地域公共交通総合連携計画というのがありました。

法律等の改正によりまして、地域公共交通網形成計画ということで、名称の変更がなされました。その関係によって変更がなされるものでございますが、一部に文言の整理があるところでございます。この変更された理由でございます。

これにつきましては交通政策基本法というのが、平成25年12月4日に公布されました。これを踏まえまして、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律これは平成26年5月21日に改正されました。この改正につきましては、まちづくりと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することの重要性がより明確に位置づけられたものでございます。具体的には、今お話しましたように地域公共交通総合連携計画、これが地域公共交通網形成計画に変更されたわけでございます。

これまでの地域公共交通総合連携計画では、総合的な交通ネットワークの計画づくりに欠けておりまして、個別局所的な事例のみに対応してきた事例が見受けられました。さらには計画達成状況の評価が不十分であったなどの課題もふまえて、新たな地域公共交通網形成計画では、まちづくりの連携や地域全体を見渡した総合的な公共交通ネットワークの形成を図ることができ、より明確にうたわれております。

さらには、具体的で可能な限り数値化した目標の設定が追加されたところでございます。これにつきましては、条例のほうで改正された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行するということが付則でうたわれております。施行するということで、これはどういうことかと申しますと、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正が平成26年5月21日に公布されております。そこから6カ月を超えない範囲で政令で定める日から施行となります。5月21日に公布されておりますから、ここから6カ月となると11月20日までには施行されます。それで今回の改正で名称等が変更となってきます。

これにつきましては、うちの方の今の計画が28年度いっぱい、その次に計画の見直しが行われるときに、今回の変更の内容が盛り込まれていくということになります。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

山宮委員

ただいまの説明の中で、今年の11月20日までに施行するということですが、現在の市の計画が平成28年度までであるということでこれ以降にこの内容で変わって行くということなんでしょうか。

加藤交通防犯課長

法律そのものが変わって、今部長から説明があったとおりいくつか法律改正のポイントがあるわけですけど、この法律の改正にあたって、県のほうにも確認したんですけど、一番端的な事例でいうと今の連携計画は自治体によってはですね。たとえば、コミュニティバスの運行だけを計画に盛り込んでいるようなものがあるって、今回の法律の趣旨というのは、例えば路線バスとか乗り合いタクシーそれからコミュニティバスなど市内に走る公共交通のネットワーク形成をより強化していこうとの話なので、今のうちの計画そのものは、新しい法律改正の内容と整合が取れていると理解しています。

ただ、計画年次が28年度までと、今回一つのポイントである具体的で可能な限り数値目標を定めなさいというところは、今の計画には盛り込んでいませんので、そのへんは次回見直しにあたっては、そういった具体的な数値目標なども取り組むような形になると思いますけど、現実的に今の計画はそのまま法律が変わっても、期限までは生かしていくことにそれほど新しい法律改正と整合が取れていないということはないのかな。

滝沢委員長

ほかにありませんか。

鴻巣委員

コミュニティバスのダイヤ改正は、今度はいつになるのか。

加藤交通防犯課長

24年7月にやっております。業者との契約が5年となっておりますので、その間に例えば若干のルート変更は可能だと思いますけど。例えば、契約期間であっても、少しルートが間延びしていて、時間の見直しが必要だというものについては、見直しできると思いますけれども、大幅なルート変更については、ある程度契約の全体の額に影響があるので、次の5年の前、前年度あたりに見直しの計画をしていきたいと思っています。

滝沢委員長

ほかにありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第12号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。続きまして、議案第15号公の施設の区域外設置について執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第15号公の施設の区域外設置についてであります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第1項の規定により、取手市が行う公の施設を別紙協議書のとおり龍ヶ崎市の区域に設置することについて、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、別添の図面もございます。佐貫駅西口より6号国道に向かったところの河川にかかる堤橋という橋から、新川団地に向かう道路、取手市道0-130号線255メートル区間に幅2メートルの歩道をつける工事でございます。経費の負担でございますが、新設の施設の設置及び維持管理に関する経費につきましては、取手市が負担することになります。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

これほどの内容を取手市の方ですべて行っていただくということですが、用地のほうはどんな形になるのでしょうか。市のほうで買い上げて取手市で整備をする形になるのでしょうか。

鈴木下水道課長

今お手元のほうに取手市道0-130号線道路拡幅の参考断面図があるかと思うのですが、現況ですが、下の部分なんですけれども現況道路が舗装を含めて5.5メートル、道路敷きとしては、取手市として6.5メートルの道路だということで行っております、それから左側です。水路敷きなんですけれども、水路敷地は全体で4メートルございまして、そのうち3.1メートルが取手市の敷地でございます。そのあとの90センチが龍ヶ崎市の部分ということで境界分になっております。

その部分につきましては、上の部分の計画図の方で歩道部2メートル、車道部6.5メートルということでセンターラインが入るような感じの道路に拡幅しまして、その水路部分の中で水路とか一部構造物も埋まっているんですけども、一部改修いたしまして、道路の脇のところ排水路ということで600×600のU型側溝が、入るんですけども、その一部が龍ヶ崎市の敷地内に入るということで、新たに用地を買収するというものではなくて現在ある市の水路敷きということになっている部分を取手市があわせて整備させてもらっていいのでしょうかということ、今年7月に協議がありまして、こういう形でやるものがございます。

坂本委員

もともと市の水路敷きですから、市の土地だったから、そこを取手市に貸して水路を付けてもらうような形になると思うんですけど、水路自体がこの図面でいくと、U型の水路だと思うです

けど。この水路自体も取手市で施工されて、維持管理も取手市となっているけれども、そのへんあたりはどうなんでしょうか

鈴木下水道課長

水路敷きなんですけども、ここは、福岡堰土地改良区の水路ということで、実際両側に田んぼがございまして、道路の南側、旧藤代側のほうにも田んぼがありまして、北側の龍ヶ崎市のほうにも田んぼがございまして、田んぼのですね。排水路にもなっている状況でございまして、ですので維持管理のほうと水路の管理のほうも含めて取手市のほうで。

ただ、排水については、福岡堰土地改良区のほうの建物の排水ならば、許可は必要になってくるかと思えます。以上です。

坂本委員

ありがとうございました。

非常にあそこはせまい場所だったので、良い計画と思っています。このように進めていただきたい。やはり水路敷き自体はもともと龍ヶ崎市で管理されていた。管理は土地改良区だと思のですが、やはり市内のものということになっていると思うので、すべて任せるのではなくて見回りぐらいはしていただいた方がいいかなと思いますので。

滝沢委員長

ほかにありませんか。別にないようですので採決いたします。議案第15号本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第24号平成26年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）の所管事項について執行部から説明願います。

油原市民生活部長

別冊のほうをお開きください。まず1ページでございまして。

議案第24号平成26年度龍ヶ崎市一般会計補正予算第3号でございまして。これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億7441万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ233億7931万5000円といたそうとするものでございまして。

それでは、所管事項についてご説明申し上げます。

11ページをお開きください。諸収入のところになりますが、一番上のところでございます。

農地中間管理事業業務受託収入1万1000円でございます。これにつきましては、農地中間管理機構からの収入となります。この農地中間管理機構というものでございまして、農地中間管理事業の推進に関する法律と農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が平成25年12月13日に公布されました。これによりまして農地の有効利用の継続や農業経営の効率化、これを進める担い手への農地集積集約化を進めるために農地中間管理事業を行うことができる法人、これを知事が指定しまして、県に一つ設置されます。これが中間管理機構でございます。茨城県では平成26年4月1日に中間管理機構が設置されました。これにつきましては、これまでの茨城県農林振興公社が、中間管理機構となったものでございまして。事務を受託することになりますので、そこの通信運搬費相当の1万1000円の計上でございまして。

続きまして、13ページになります。説明の下から2番目でございますが、西部出張所管理運営費、備品購入費でございます。16万3000円となっております。これにつきましては、西部出張所に防犯カメラを設置しておりますが、故障しており、取り換えをするものです。内容につきましては、ドーム型カメラ、ハードディスクレコーダ、モニターでございます。

その下職員給与費交通安全の分です。これは人事異動による減でございます。続きまして、15ページになります。職員給与費戸籍住民のところでございます。これにつきましても人事異動による減です。その下になりますが、職員給与費統計調査は人事異動による増です。

菅原都市環境部長

19ページへお進みください。説明の下の方で職員給与費公害対策分でございます。職員の異

動にともなう人件費でございまして、人件費の修正により増額するものでございます。

続きまして、21ページをお開きください。説明欄の一番上でございます。職員給与費清掃分でございます。これにつきましても、人件費の修正により減額をするものでございます。

#### 油原市民生活部長

その下になります。職員給与費農業委員会分でございます。人事異動による減でございます。その下、職員給与費農業総務分でございます。人事異動による増でございます。その下になります。農業経営基盤強化促進対策事業でございます。これは、歳入の方で説明しました農地中間管理機構に係る通信運搬費の1万1000円でございます。その下、職員給与費農地分でございます。人事異動による減でございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計繰出金でございます。これにつきましても人件費の修正により繰り出すものです。その下になります。生産調整推進対策事業でございます。補助金でございます。生産調整推進対策事業では、主に飼料用米の耕作面積が46ヘクタール増加したことによる増でございます。その下転作定着化促進事業でございます。これは、主に4ヘクタール以上の団地で大豆以外のものの耕作面積が8ヘクタール減ったことと10アールあたりの補助単価が下がったことによる減でございます。その下加工用米集荷促進事業でこれにつきましては、主に加工用米、備蓄米の補助単価が1000円上がったことによる増です。

続きまして、職員給与費商工総務分でございます。人事異動による増でございます。その下商工事務費の負担金です。ジェトロ茨城貿易情報センターへの加盟負担金でございます。このジェトロにつきましては、輸出販路の開拓や海外進出への支援、海外ビジネス情報の提供など中小企業を中心とする、日本企業の海外ビジネスを支援しているところでございます。例えばですね。農業者や中小企業への海外展開の支援、貿易投資の相談が受けられます。ジェトロ茨城のアドバイザー職員が相談に応じていただけます。さらに、セミナー、勉強会の開催、海外ビジネス情報の調査・提供などをしていただけます。さらにはバイヤーの招聘、商談会の開催、海外展示会への出展の支援、ジェトロが主催・参加する海外展示においてジャパンプースへの出展の支援などもあります。以上がジェトロ茨城貿易情報センターの説明になります。その下になります。職員給与費観光物産です。人事異動による増でございます。

23ページへお進みください。

#### 菅原都市環境部長

説明欄の一番上でございます。職員給与費土木総務費でございます。人事異動に係る人件費の増でございます。3名分でございます。その下でございます。職員給与費建築指導分でございます。これにつきましては、異動による減となりましたが、職員手当については増でございます。その下でございます。職員給与費地籍調査分でございます。これにつきましては、人件費の修正により増額するものでございます。その下でございます。職員給与費道路橋梁総務費分でございます。人事配置に係る人件費の修正による減額補正でございます。2名分でございます。その下でございます。職員給与費道路新設改良分でございます。人事配置に係る人件費の修正による増額補正でございます。1名分でございます。土木費の急傾斜地崩壊対策事業でございます。負担金でございます。これにつきましては、県施工調査の負担金でございまして、総額の10パーセントの計上でございます。その下でございます。職員給与費河川分でございます。人件費の修正により職員1名が特会より一般会計に変更となったための増額でございます。続きまして、職員給与費都市計画総務分でございます。人事配置に係る人件費の修正による減額補正であります。2名分です。

25ページをお開きください。

その下でございます。職員給与費街路分です。これにつきましては、人件費の修正による増額でございます。その下でございます。公共下水道事業特別会計繰出金でございます。職員が7名から6名になったための人件費の補正でございます。その下でございます。都市下水道管理費でございます。水路清掃としまして、旧市街地新町地内の排水路の清掃分でございます。そしてメーター数にしますと、30メーター分を清掃するための補正でございます。

その下でございます。職員給与費公園管理分でございます。これにつきましても、人件費の修正により、減額するものでございます。その下でございます。職員給与費住宅分でございます。これにつきましても、人件費の修正により、減額するものでございます。その下でございます。市営住宅管理費でございます。これにつきましては、市営住宅の選考の1回分を計上してございます。役務費の手数料としまして、奈戸岡・富士見住宅の修繕とクリーニングの計上でございます。

所管の補正につきましては、以上でございます。

滝沢委員長

ありがとうございました。  
執行部から説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

13ページの西部出張所の防犯カメラの交換ということですが、設置して古くなったので交換するのか、それとも壊されて交換するのかどちらなのか状況を教えてください。

植竹市民窓口課長

西部出張所に現在設置されています防犯カメラなのですが、平成14年度に設置したものでございます。現在、監視カメラのモニターがときどき画像が記録されないといった状況になっております。以前はスイッチを8時15分から17時30分の間だけ入れるようにしていましたが、現在では、スイッチを切らないで24時間入れっぱなしにしておく何とか使える状況になっておりますので、そういう状況で使っているところであります。ただ直すにあたっては部品がありませんので、今回の補正予算で計上させていただいて、新しくするものであります。

坂本委員

ありがとうございました。  
もう使えなくなる前にですね。なるべく早く交換した方がよいです。特に防犯カメラとかは、使えてないと言われた時の方が逆に市民の方からいろんなご意見をいただいちゃうと思います。逆にちょっと早めの対応していただいた方がよろしいかと思えます。

次、21ページのジェットロなのですが、これは、新規で入られたのですか。前からあって負担金が増えたのでしょうか。

大竹商工観光課長。

新規でございます。

坂本委員

途中からとはいえ、これが年額の金額なのかそれとも来年は金額が上がるのですか。

大竹商工観光課長

年額6万円でございます。

坂本委員

今年は、途中からでも年額での支払いかと思うんですが費用的には大きな金額ではなく、心配ないと思うんで、せっかく加入するんでね、いかに有効活用するかの方が今後の方が重要だと思いますのでよろしくお願いします。

最後ですが、25ページの水路清掃があったと思うんですけど、30メートルということで部長からお話があったんですが、具体的な場所とかはどの辺だったのでしょうか。

鈴木下水道課長

場所のほうなんですけども並木ですね。松泉閣の北側の部分なんですけれども、新町排水路の部分で旧まちの方へいくところの道路の途中のところ住宅地の中に入ってくる部分でございます。

坂本委員

すいません。説明ありましたね。以上です。

山宮委員

25ページの水路清掃のことが出たんですが、水路清掃というのは、市全体で地域割りとか年度計画とかがあるのですか。

鈴木下水道課長

今の水路の清掃費なんですけれども、年度計画という形ではなくて、以前はですね、年度計画で年間ぶっつけ予算で定期的にまわっていたんですけれども、予算の方が少ないですから、ある程度地元から要望があったところを中心に、その年だけで終わらないときは前年度の要望箇所をやっているとかで対応しております。

山宮委員

何人の方から最近は来てくれないという声がありまして、何か変わったのかしらという声もありました。今状況がわかりました。要望があれば水路清掃をしてくださるということを伝えたいと思います。

その下の市営住宅管理費のところなんですけれども、市営住宅のクリーニングというのは、抽選が終わった後か決まった段階でクリーニングするのでしょうか。それともきれいな状態で抽選をするのでしょうか。

木村都市計画課長

公募で募集しまして、決まってからその部屋数に応じてクリーニングをするということでやっています。

山宮委員

今現在市営住宅の空き家はどの程度あるのでしょうか。

木村都市計画課長

富士見住宅で4戸、奈戸岡住宅で5戸の計9戸です。

山宮委員

わかりました。以上です。

滝沢委員長

ほかにありませんか。別にないようですので採決いたします。

議案第24号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第26号平成26年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第26号でございます。平成26年度龍ヶ崎市公共下水道事業特別会計補正予算第1号でございます。

これにつきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1041万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億5781万3000円といたそうとするものでございます。

3ページをお開きください。地方債補正でございます。起債の目的が公共下水道事業でございます。

これにつきましては、補助分の起債として交付金の増額補正と単独分の起債としまして、1600万円増額し、限度額を4020万円とするものでございます。

6ページ、まず歳入でございます。

説明欄の一番上でございます。社会資本整備総合交付金でございます。これにつきましては、交付金の追加補正により増額となりました。半田と馴馬の工事分でございます。

繰入金的一般会計繰入金でございます。説明の欄でございます。

公共下水道事業費等繰入金と公共下水道事業職員給与費繰入金でございます。これにつきましては、職員1名分の人件費を一般会計の河川事業費に支出先を変更したことによる減額補正となっております。

市債でございます。公共下水道事業債でございます。これにつきましては、交付金の追加補正

に伴う増額補正と単独分の起債としまして佐貫地区の本管及びガス施設等の状況を再開するなどの増額補正でございます。

続きまして歳出でございます。

下水道費の下水道管理費の中の職員給与費下水道管理分でございます。これにつきましては、人事配置に係る人件費の減額補正でございます。1名分でございます。下水道使用料等徴収事務費でございます。これにつきましては、下水道使用料の過誤納還付をするための増額補正分でございます。続きまして、下水道費の公共下水道整備事業費でございます。職員給与費下水道建設分でございます。これにつきましては、職員給与費の増によるものでございまして、2名分を計上しております。その下でございます。公共下水道整備事業工事請負費としまして、駒馬第6-16号枝線工事、西坪第21号枝線工事、西部地区汚水柵設置等工事でございます。その増額分でございます。

公共下水道特別会計については、以上でございます。

滝沢委員長

ありがとうございました。

執行部から説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

坂本委員

6ページの公共下水道整備事業の工事請負費なんですけれども、汚水柵の設置等工事があるのですが、これはふたの交換、それとも柵そのものの交換なのかその辺の説明をいただきたい。

鈴木下水道課長

佐貫地区の中で一部未整備箇所がございまして、本管を延長いたしまして汚水柵を設置するものです。

坂本委員

佐貫地区でもまだ整備が終わっていない場所がほかにもあるのですか。

鈴木下水道課長

公団の跡地のところの空き地になっているところに建築を予定されている方がおりまして、そのところにまでは柵が行ってませんので、それで本管延長分と汚水柵の取り出し部の工事でございます。

坂本委員

はいわかりました。

私からは以上です。

滝沢委員長

ほかにありませんか。別にないようですので採決いたします。

議案第26号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして議案第27号平成26年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号について、執行部から説明願います。

菅原都市環境部長

議案第27号でございます。平成26年度龍ヶ崎市農業集落排水事業特別会計補正予算第1号でございます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6021万円といたそうとするものでございます。

5ページをお開きください。

歳入でございます。説明欄の一番上でございます。農業集落排水事業職員給与費繰入金でござ

います。これにつきましては、人件費の修正による一般会計からの繰入金でございます。  
続きまして、歳出でございます。

職員給与費農業集落排水管理分としまして、上記歳入の歳出分でございます。以上でございます。

滝沢委員長

執行部からの説明は終わりましたが質疑等はありませんか。

別になさいますので採決いたします。

議案第27号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なし】

滝沢委員長

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり了承することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

菅原都市環境部長

議案第5号の説明につきまして、修正がありますので。

宮本施設整備課長

大変申し訳ございません。数字の訂正をお願いいたしたいと思います。

さきほど坂本委員からの質問の中で250メートルと答えたところなんですが、塗戸地区に関しては400メートルでございます。

滝沢委員長

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして、環境生活委員会を閉会いたします。